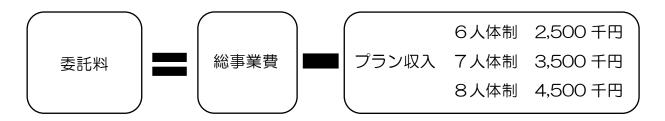
令和5年度地域包括支援センターの予算の考え方について

1 令和5年度春日井市地域包括支援センターの委託料内訳

(1) 運営事業委託料



総事業費の積算内訳

人件費:(4,600 千円+専門職加算600 千円)×配置すべき職員数

事務費:人件費の10%

担当地区の 65 歳以上人口	職員体制	年間委託料 (千円)	箇所数	該当する 地域包括支援センター
9,001 人以上	8人	41,260	2	高森台·石尾台、中部
7,501 人以上 9,000 人以下	7人	36,540	1	西部
7,500 人以下	6人	31,820	9	坂下、藤山台·岩成台、 高蔵寺、南城、柏原、 東部、鷹来、松原、 味美·知多

(2) 地域協議会開催

1 センターあたり 200 千円

(3) 家賃補助

① 法人が運営する他の事業所等と同一敷地外に、保有する施設以外で建物を 賃借する場合

家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その2分の1を補助とする。

② 担当地域が広範囲等によりサブセンターを設置する場合 家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その4分の1を補助とする。

(4) 評価に係る加算

令和4年度評価結果に基づき、基準のいずれかを上回る評価を得たことに対し、評価に応じた加算を行う。

評価	評価基準		
秀	・取組内容の評価に「◎」が3個以上もしくは・業務量評価が15点以上		
優	・取組内容の評価に「◎」が2個以上もしくは・業務量評価が10点以上		
良	・取組内容の評価に「◎」が1個以上もしくは・業務量評価が5点以上		
標準	取組内容の評価が全て「〇」		
可	取組内容の評価に「◎」が無く、「△」がある		

① 加算の対象とする評価 標準を超えた評価(秀、優、良)

② 加算額

秀 10万円×配置すべき職員数

優 7万円×配置すべき職員数

良 5万円×配置すべき職員数